資料１

北河内地域水防災連絡協議会規約（案）

（名　　称）

第1条　　本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目　　的）

第2条　　協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

２　　前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取組む地域とする。

（組　　織）

第3条　　協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関係する機関をもって組織する。

２　協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

３　協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。

４　協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

（協議会での連絡協議事項）

第4条　　協議会で「北河内地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

（１）防災・減災対策の取組に関すること
（２）各市間の情報連絡系統の整備
（３）各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
（４）水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
（５）大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
（６）雨量、水位等の情報伝達
（７）その他

２　前項の寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

（行政WGでの検討事項）

第5条　　行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

（１）　洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項

（2） 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項

（3） 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項

（4） 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項

（5）その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第6条　協議会は、別表１に掲げる者をもって構成する。

２　協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。

３　協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。

４　協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

５　事務局は、第１項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。

６　協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

（行政WG）

第7条　行政WGは、別表２に掲げる者をもって構成する。

２　行政WGの議長は、別表２の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。

３　行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。

４　行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５　事務局は、第１項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

（オブザーバー）

第８条　協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

２　オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

（会議の公開）

第９条　協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２　行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第 10 条　協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

（構成員の任期）

第１１条　関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

（事　務　局）

第１２条　事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

（委　　任）

第１３条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

（付　　則）

この規約は、平成　３年５月29日から実施する。
この規約は、平成　９年５月28日から実施する。
この規約は、平成１２年５月30日から実施する。
この規約は、平成１８年６月　６日から実施する。
この規約は、平成１９年６月２０日から実施する。
この規約は、平成２０年６月２５日から実施する。
この規約は、平成２８年７月２７日から実施する。
この規約は、平成３０年２月２８日から実施する。
この規約は、平成３０年５月２８日から実施する。
この規約は、令和　元年５月31日から実施する。
この規約は、令和　２年５月２６日から実施する。
この規約は、令和　３年５月１９日から実施する。
この規約は、令和　４年３月２４日から実施する。
この規約は、令和　４年７月　６日から実施する。
この規約は、令和　５年５月３１日から実施する。
この規約は、令和　６年５月２７日から実施する。
この規約は、令和　７年５月２３日から実施する。

（別表１）

（自治体）

大阪府知事
大阪府枚方土木事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
北河内地域地域防災監
大阪府中部農と緑の総合事務所長
大阪府守口保健所長
大阪府四條畷保健所長
守口市長
枚方市長
寝屋川市長
大東市長
門真市長
四條畷市長
交野市長
枚方市保健所長
寝屋川市保健所長
枚方寝屋川消防組合消防長
守口市門真市消防組合消防長
大東四條畷消防組合消防長
交野市消防本部消防長

（国関係）

淀川河川事務所長
大阪管区気象台長

（水防事務組合）

淀川左岸水防事務組合　事務局長

（警察機関）

大阪府枚方警察署長
大阪府交野警察署長
大阪府寝屋川警察署長
大阪府四條畷警察署長
大阪府門真警察署長
大阪府守口警察署長

（占用事業者）

西日本電信電話㈱関西支店　災害対策室　室長
関西電力送配電（株）大阪北本部 守口配電営業所長
大阪ガスネットワーク㈱北東部事業部導管計画チームマネジャー
大阪広域水道企業団東部水道事業所長
枚方市上下水道事業管理者
交野市水道局長
寝屋川市上下水道局長
大東市上下水道事業管理者職務代理者上下水道局長
守口市水道事業管理者

（運輸事業者）

西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部阪奈支社長
京阪電気鉄道㈱工務部長

（別表２）

（自治体関係）

北河内地域地域防災監
大阪府枚方土木事務所建設課長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長
大阪府政策企画部危機管理室防災企画課　参事
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課　参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課　参事
大阪府都市整備部下水道室事業課　課長
大阪都市計画局計画推進室計画調整課　参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
守口市環境下水道部長
守口市危機管理監
枚方市危機管理部長
枚方市土木部長
枚方市上下水道局上下水道部長
寝屋川市危機管理部長
寝屋川市上下水道局長
大東市危機管理監
大東市都市整備部長
門真市まちづくり部長
門真市総務部長
門真市環境水道部長
四條畷市都市整備部長
交野市理事兼都市まちづくり部長
交野市副市長兼危機管理監

（国関係）

淀川河川事務所　総括地域防災調整官
大阪管区気象台　気象防災部　気象防災情報調整官

（水防事務組合）

淀川左岸水防事務組合　総務課長

（別図）

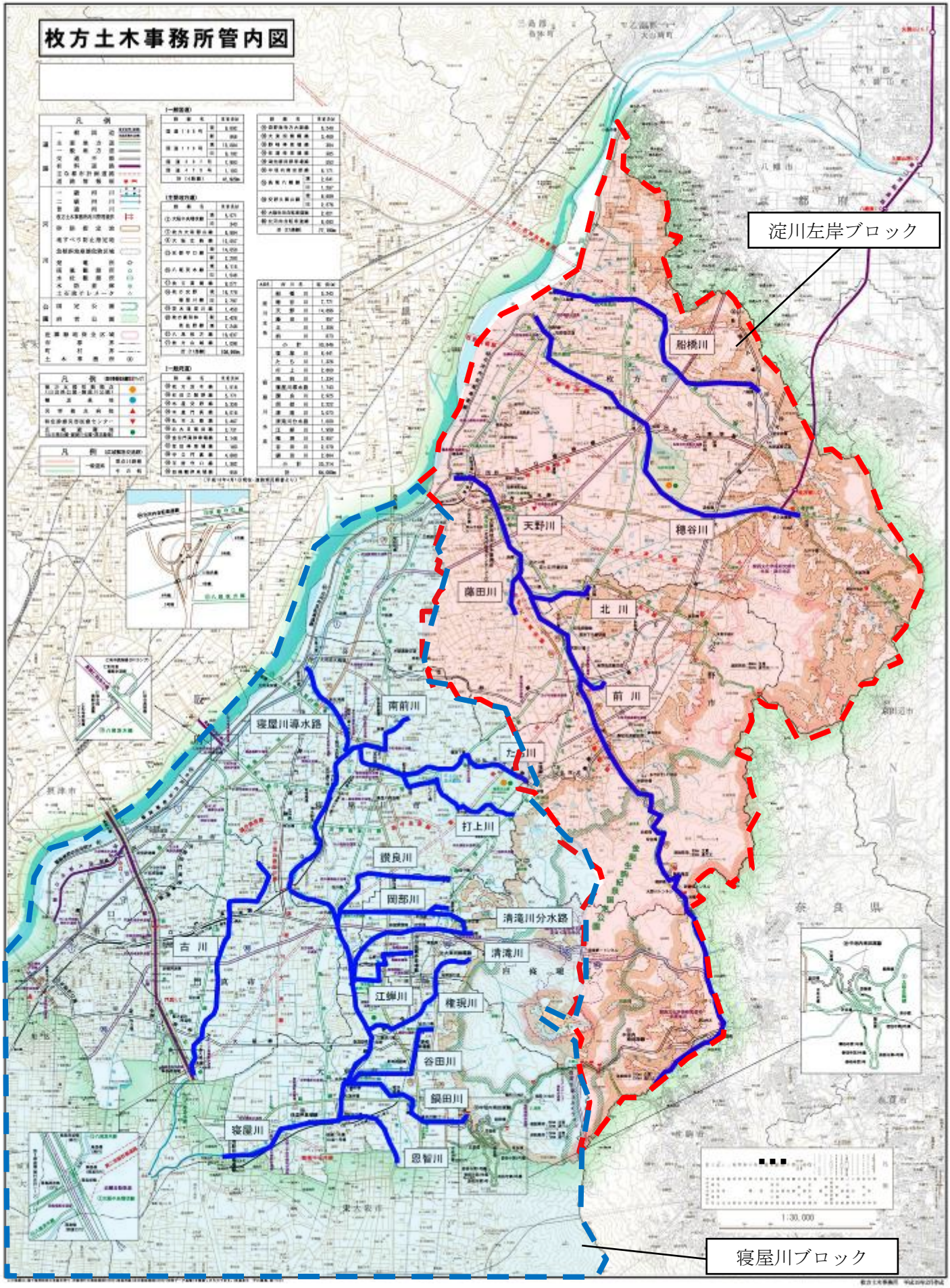

「北河内地域」の府管理河川、土砂災害警戒区域が対象。

資料２

北河内地域水防災連絡協議会 行政 WG の結果

令和７年度 北河内地域水防災連絡協議会 行政 WG

日　時：令和７年４月 28 日（月）

場　所：大阪府北河内府民センター　大会議室

出席者：行政 WG 構成員

（議題）

・北河内地域水防災連絡協議会の規約改正案（組織変更等による構成員名の修正）について事務局より説明し、協議会上程の了承を得た
・５年間で実施する具体的な取組みの進捗状況について事務局より説明し、協議会上程の了承を得た
・流域治水プロジェクトの更新について事務局より説明し、協議会上程の了承を得た
・流域治水の推進について大阪府河川室より説明し、協議会上程の了承を得た
・おおさかタイムライン防災プロジェクトについて大阪府河川室より説明し、協議会上程の了承を得た

（報告）

・令和７年度大阪府水防計画の改定について大阪府事業調整室より説明
・要配慮者利用施設の避難確保計画及び訓練について大阪府事業調整室より説明
・各市などの防災及び減災に関する取組み紹介について各市等より説明
・令和７年度事業予定箇所について枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所より説明
・令和６年度河川施設点検結果について枚方土木事務所、寝屋川水系改修工営所より説明

（情報共有）

・令和８年度に予定している防災気象情報の体系整理について大阪管区気象台より説明
・土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定について大阪府河川室より説明
・地方債（緊自債・公適債・浚渫債）の活用について大阪府河川室より説明
・河川見どころマップについて大阪府河川室より説明
・津波・高潮ステーションの活用について大阪府河川室より説明
・大阪府水防災情報システムの改良（多言語化等）について大阪府河川室より説明
・南海トラフ地震臨時情報への対応（呼びかけ内容等）に関するガイドラインについて大阪府危機管理室より説明
・大阪８８０万人訓練（今年度の実施日と参加のお願い）について大阪府危機管理室より説明
・大阪防災アプリ（広報動画等）について大阪府危機管理室より説明

【北河内地域水防災連絡協議会】

資料3

目標を達成するために概ね５年間(R4～R8)で実施する具体的な取組･流域治水プロジェクト　進捗管理表（案）

具体的な取組の柱 事　項【大分類】 具体的な取組【中分類】		主な取組内容【小分類】	取組状況
（１）円滑かつ迅速な避難のための取組			
①情報伝達、避難計画等に関する事項			
1	**洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの運用）**	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	年度当初に連絡体制を確認し、実施要領を改定。
3	**土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの運用）**	ホットライン連絡体制の確認を継続し、必要に応じ実施要領を改定する。	ホットライン実施要領を運用し、連絡体制の確認を継続している。
4	**避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【広域】**	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 寝屋川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	寝屋川流域広域タイムラインについてR6年度版に改定。
5	**避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【市域】**	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市においては、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し協議会で実施内容を共有する。	実施済み。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインにいて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	2市において実施済み。3市において実施予定。
6	**避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（洪水対応タイムライン）【コミュニティ】**	**【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】** 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。	枚方市6地区、大東市3地区、交野市１地区作成。（～R6）
		【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。	枚方市、大東市において実施中。門真市、交野市において実施予定。
7	**避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害タイムライン）【市域】**	【多機関連携型タイムラインの作成】 寝屋川市において、市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成し･協議会で実施内容を共有する。	実施済み。
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを活用した避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じ見直しを行う仕組みを構築する。	枚方市、大東市、交野市において実施予定。
8	**避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（土砂災害対応タイムライン）【コミュニティ】**	**【タイムラインの作成】** 土砂災害警戒区域等に含まれる地域（コミュニティ）単位でのタイムライン作成。	枚方市において、２地区、交野市において１地区作成。
		【タイムラインの活用とＰDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	大東市で実施中。枚方市、交野市において実施予定。
10	**ICTを活用した洪水情報の提供**	【情報提供の拡大】	
		・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成	大阪府河川防災情報でスマートフォンに対応した閲覧画面を作成
		・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台）	防災情報等で用いる予報用語については適宜見直しを実施。
12	**隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等**	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う	近隣市に所在する大学と協定を締結。
13	**要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（洪水･土砂災害）**	【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。	地域内の対象施設1428施設において計画策定済み。
		【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね１ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる	上記のうち307施設で避難訓練が行われた。

目標を達成するために概ね５年間(R4～R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表（案）

具体的な取組の柱 / 事　項【大分類】		具体的な取組【中分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等				
	14	**想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知**	公共下水道等の浸水想定区域図の作成を行う	流域下水道の雨水排水区域において、内水浸水想定区域図を作成し、その成果を関連市町に提供。引き続き、府内市町村を対象に技術的支援に取り組む。
	15	**基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定**	２巡目基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。	土砂災害警戒区域等の指定手続きのため、基礎調査を実施中。
	16	**水害ハザードマップの作成（更新）、周知、活用**	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】	
			・想定最大規模の洪水浸水想定区域を反映したハザードマップを作成・周知する。	大東市、四條畷市、交野市において、ハザードマップを作成・周知。
			・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。	３市でポータルサイトへ登録済み
			【土砂災害ハザードマップの作成と周知】	
			・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知	枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市において、ハザードマップを作成・
			・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知	5市でポータルサイトへ登録済み
	19	**災害リスクの現地表示**	まるごとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を検討	3市において実施済み。２市において実施予定。
	20	**防災教育の推進**	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みの強化 ・出前講座などによる防災教育の推進	教育関連機関や住民からの依頼に応じ、講演や出前講座を適宜実施。
	21	**共助の仕組みの強化、 地域防災力の向上のための人材育成**		
			・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整	２市において実施済み。２市において実施予定。
			・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施	２市において実施済み。３市において実施予定。
			・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置	２市において実施済み。３市において実施予定。
			・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有	２市において実施済み。２市において実施予定。
			・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援	大阪府内市町村防災対策協議会との共催により、府内８ブロックで自主防災組織リーダー研修を例年開催。
	22	**住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進**		
			・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有	２市において実施済み。２市において実施予定。
			・災害リスクのある地域を重点的に避難行動要支援者名簿の個別避難確保計画の作成	２市実施済み。３市実施中。１市実施予定。
	26	**応急的な退避場所の確保**	・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討	１市は実施中。２市は実施予定。
（２）被害軽減の取組				
①水防体制の強化に関する事項				
	28	**水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）**	・協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	消防団活動については、定期的に広報を実施。
	30	**水防団間での連携、協力に関する検討**	・大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間の連携を図る。	淀川筋・防潮筋合同水防訓練を毎年５月実施。（主催：淀川左岸水防事務組合）
②多様な主体による被害軽減対策に関する事項				
	31	**市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実**	・守口市、枚方市、交野市においては、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制の検討を行う。	１市において実施済み。１市において実施予定。
	32	**市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）**	・災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。 ・枚方市、大東市、門真市において、水害時の庁舎機能確保に向けた対策を実施する。	２市において実施済み。１市において実施予定。

目標を達成するために概ね５年間(R4～R8)で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト　進捗管理表（案）

具体的な取組の柱 事　項【大分類】		具体的な取組【中分類】	主な取組内容【小分類】	取組状況
（３）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組				
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組				
33		**排水施設、排水資機材の運用方法の改善**	府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に排水計画の検討を実施。	２市において実施予定。
34		**浸水被害軽減地区の指定**	・市は、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。	２市において実施予定。
35		**流域全体での取組**	・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策の推進。 ・ため池の治水活用の推進	室池の治水活用
			・砂防事業、森林整備・保全を推進	・枚方市津田地区、交野市私市地区で治山ダム工１基を各々整備。 ・交野市倉治地区、交野市私部地区で砂防堰堤の整備を実施中。
			・雨水貯留管等整備	楠葉雨水貯留管を整備
			・雨水ポンプ場の改築、耐震化 ・雨水排水管渠整備	枚方市においてポンプ場の改築、耐震化及び雨水排水管渠の整備を実施。 寝屋川市において雨水排水管渠整備。
追2		**土地利用誘導**	立地適正化計画における居住誘導区域の見直し及び防災指針の策定を行う。	4市は策定済み。２市は策定予定。
（４）防災施設の整備等に関する事項				
防災施設の整備等に関する事項				
36		**河川砂防施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）**	河川砂防等の整備については、「淀川左岸ブロック」流域治水管理図に基づき推進する	・穂谷川において整備中。
39		**重要インフラの機能確保**	【下水道】 ・下水道管理者（枚方市、寝屋川市、門真市）において、水害時におけるＢＣＰの作成	１市において策定済み。２市において策定予定。
40		**樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保**	【水門・樋門等の更新・高度化】 確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討	２市において作成済み。
			【樋門等操作規則策定】 下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する	３市において策定済み。１市において策定中。
（５）減災・防災に関する国の支援				
減災・防災に関する国の支援				
42		**水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援**	・交付対象事業の周知	行政WGにおいて周知を実施
46		**補助制度の活用**	・土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、寝屋川市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	補助要綱を制定(H28)。 土砂災害防止月間等に特別警戒区域付近の住宅へリーフレット配付済み。当該年度の活用は０件。

資料４

流域治水プロジェクトの更新について

【大阪府】一級水系
流域治水プロジェクト

淀川水系淀川左岸ブロック　流域治水プロジェクト【位置図】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

〇当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。船橋川、天野川、藤田川、北川、前川では当面の治水目標についての整備が完了しており、穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行うとともに、避難のためのソフト対策に取り組み、流域一体となった治水対策を推進します。

大阪府域の流域関連自治体（５市）

枚方市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市

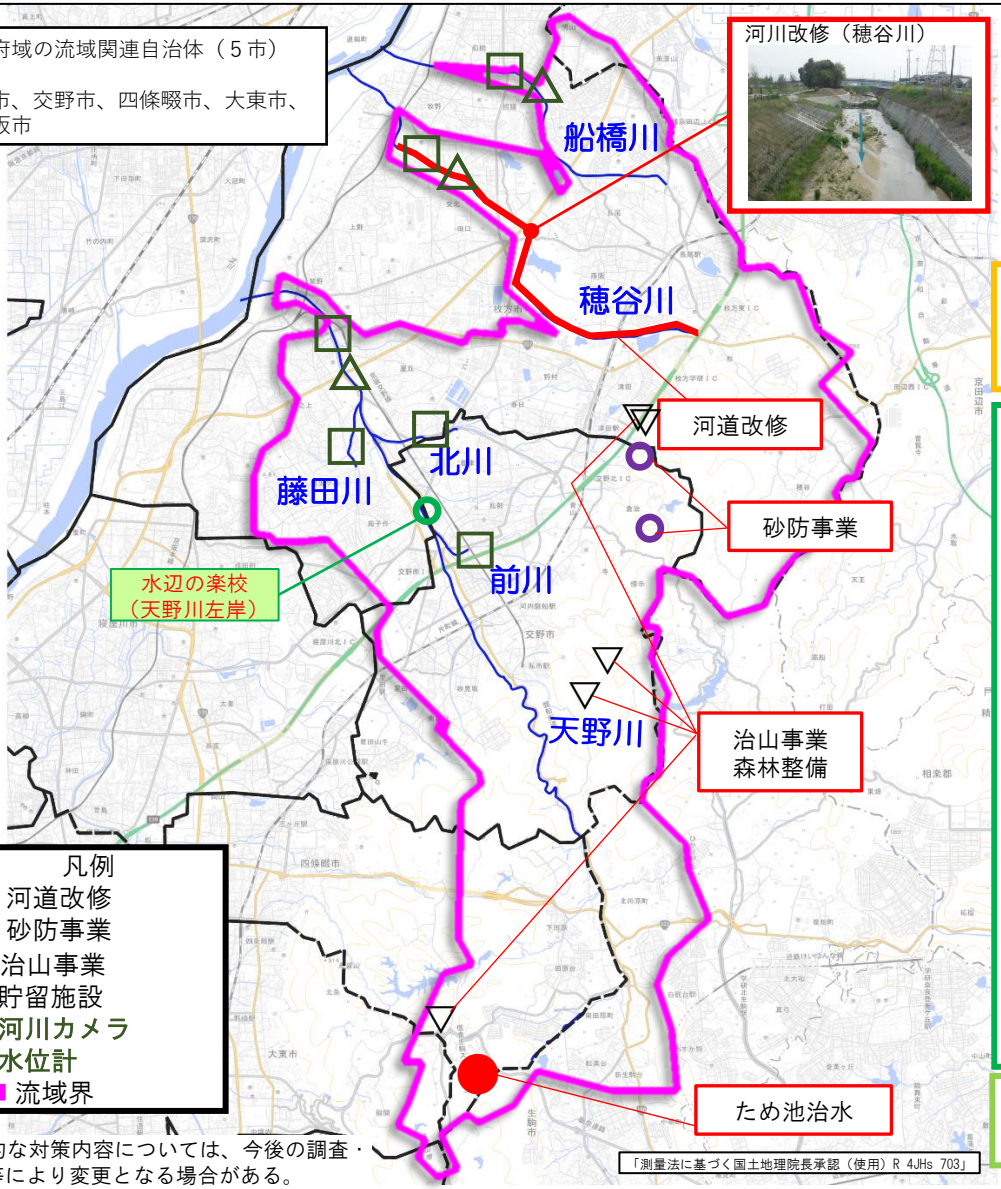

河川改修（穂谷川）

●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・河道拡幅、河道掘削、落差工の撤去等【府】
・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】
・砂防事業、治山事業、森林整備・保全【府・市】
・河道内堆積土砂の撤去【府】
・雨水貯留管等整備【市】
・雨水ポンプ場の改築・耐震化、雨水排水管渠の整備【市】

●被害対象を減少させるための対策

・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度
・立地適正化計画に基づき水害リスクの低い地域への居住誘導

●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

①情報伝達、避難計画等に関する事項
・洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【府・市】
・ホットラインの運用（洪水・土砂）【府、市】
・タイムラインの策定・運用(広域・市町域・地域)【府・市・民間】
・水害・土砂災害危険性の周知促進（リスクの現地表示、土砂災害警戒区域等の指定）【府・市】
・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
・隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
・応急的な退避場所の確保【市】
・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
・ハザードマップの改良、周知、活用【府、市】
・防災教育の推進【府、市】
・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
・住民一人一人の避難計画(マイタイムライン)・情報マップの作成促進【府、市】 等

●グリーンインフラの取組み

・小中学校における河川環境学習、水環境パネル展の開催

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

淀川水系淀川左岸ブロック　流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

● 淀川左岸ブロックでは、北河内水防災連絡協議会構成員が一体となって、「流域治水」を推進する。
　【短　　期】　穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に河道改修を実施中。
　【中　　期】　穂谷川河道改修の推進。
　【中 長 期】　穂谷川の洪水対策が完了。

区分	対策内容	実施主体	工程
			R4年度～　短期 / 中期 / 中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	穂谷川の河道改修・河道掘削	大阪府	
	砂防事業	大阪府	
	森林整備・保全・治山事業	大阪府・	R6年度より森林環境税を活用した森林区域での流域治水対策を実施
	ため池の治水活用	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	
	雨水貯留管等整備	枚方市	
	雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場の改築、耐震化 雨水排水管渠整備	枚方市・寝屋川市	
	河道内の堆積土砂撤去	大阪府	定期点検による継続監視及び状況により適宜実施
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	
	水害リスクの低い地域への居住誘導（立地適正化計画の策定等）	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善　　等	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市・寝屋川市	洪水浸水想定区域指定拡大完了（R5年度） 雨水出水浸水想定区域図作成・公表（R7年度）
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定　　等	大阪府・枚方市・交野市・四條畷市・大東市	
グリーンインフラの取組み	河川環境学習・水環境パネル展の開催	大阪府・枚方市	

淀川水系淀川左岸ブロック　流域治水プロジェクト【事業効果の見える化】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

河川整備等による効果

河道拡幅や河道掘削等、整備の推進により、
　穂谷川：時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、国道１号上流の浸水が解消

現　状

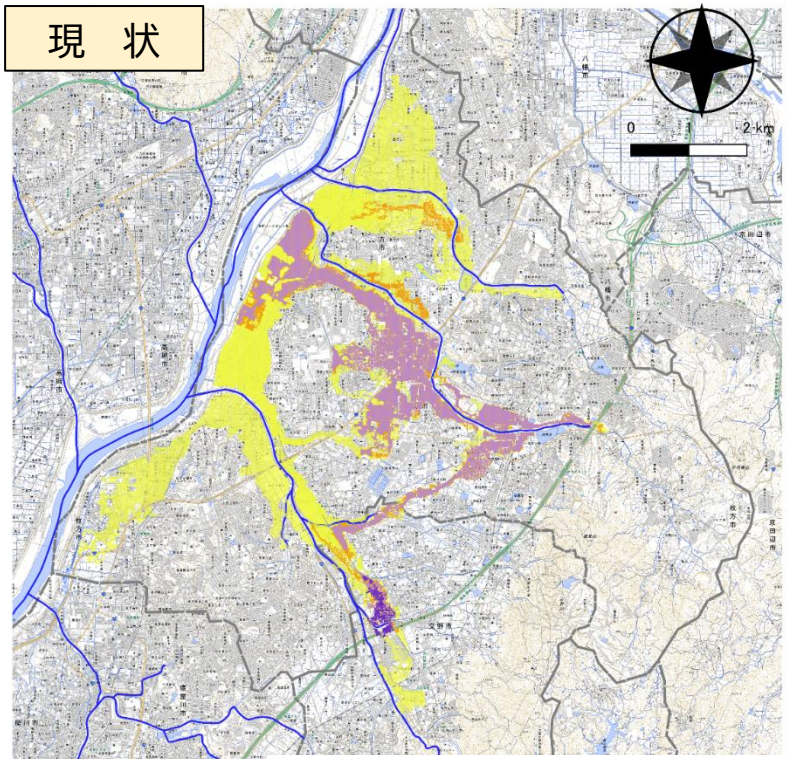

整備後

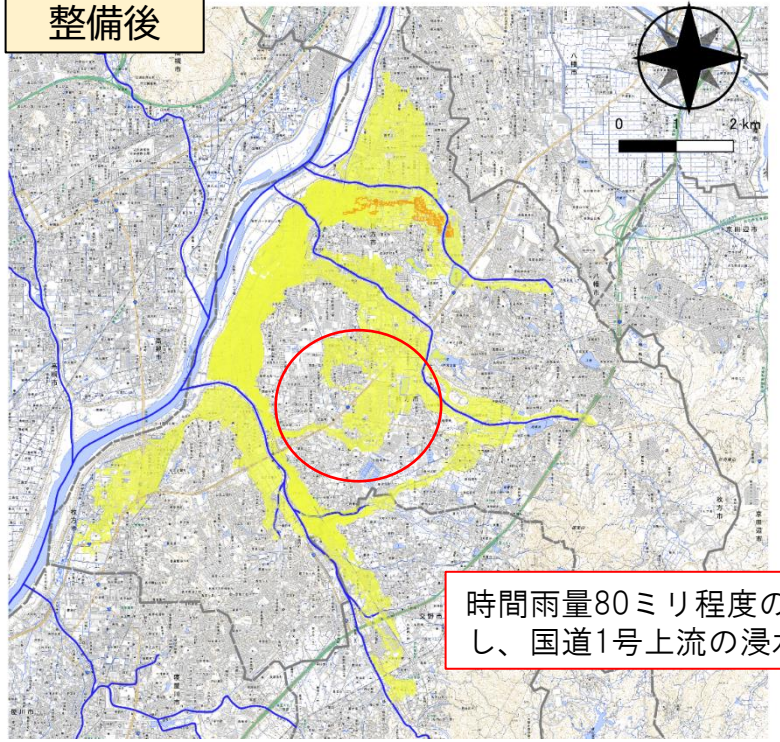

時間雨量80ミリ程度の降雨に対し、国道1号上流の浸水が解消

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。
※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H31）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。
※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を考慮していない。

高頻度（1/10）
中頻度（1/30）
低頻度（1/100）
想定最大規模

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 4JHs 703」

淀川水系淀川左岸ブロック　流域治水プロジェクト【流域治水の具体的な取組】

～ソフト・ハード面で連携して取り組む流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備

整備率:90 %

（令和6年度末時点）

農地･農業用施設の活用

0市

（令和6年度末時点）

流出抑制対策の実施

既存防災調節池等
0施設

（令和6年度末時点）

山地の保水機能向上および土砂流木災害対策

治山対策　2箇所
土石流対策2施設

（令和6年度実施）

立地適正化計画における防災指針の作成

2市

（令和6年度末時点）

避難のためのハザード情報の整備

洪水浸水想定区域　6河川

雨水出水浸水想定区域　0団体

（令和6年度末時点）

高齢者等避難の実効性の確保

避難確保計画　洪水 1361施設　土砂 67施設

避難訓練　307施設

（令和7年3月末時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

穂谷川河川改修

穂谷川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を実施しています。

【改修前】

【河道拡幅】
今後、河床掘削により、整備断面に改修する予定

被害対象を減少させるための対策

立地適正化計画策定の取組み

・守口市では、令和６年３月、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進するため、居住誘導区域内の安全性を高め、さらに災害リスクをできる限り回避あるいは低減させる防災・安全確保対策を計画的に実施していく目的に防災指針を策定し、さらに具体的な取組を示すため、立地適正化計画を改定しました。また、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市は立地適正化計画を策定し公表済みです。

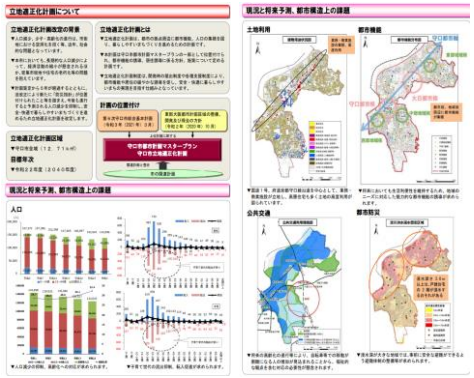

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

○コミュニティタイムラインの取組み

令和６年度には、守口市１地区、枚方市２地区、大東市１地区を対象にコミュニティタイムラインを作成し、府民のみなさまが、災害時に一人ひとりの避難行動につながるよう取り組んでいます。

地区住民を対象としたワークショップ

グリーンインフラの取組み

○水辺の楽校などの取組み

こども達とともに、川に入って魚の勉強や川の水質調査など河川環境学習を行うとともに、パネル等により広く河川環境の重要性について周知活動に取り組んでいます。

流域治水の推進（令和７年度の取組）

資料５

▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
▶下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有するとともに、**流域個別での議論を深め**、流域治水の様々な施策を具体化していく

◆令和７年度の大阪府の主な取組み◆

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

流域治水プロジェクトの充実・強化

各施策を進めつつ、流域治水勉強会・流域治水推進意見交換会を継続し、施策を具体化していく

①河川整備計画に基づくハード対策の推進と気候変動への備え

「気候変動を踏まえた今後の治水対策の進め方について」答申(R7.1.18)
1 当面の治水対策の進め方
⇒「今後の治水対策の進め方(H22.6)」に基づく現「河川整備計画」を推進
2 気候変動による将来的な降雨量増大への備え
⇒「流域治水」の推進とともに個別流域において治水計画の変更について検討を行うこと

全般
- 河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す
- 気候変動の影響を踏まえた治水計画の変更に向け、変更手法について検討

②河川防災情報の充実(洪水浸水想定区域の指定完了・水防法)

令和６年6月に、**府管理135河川において区域指定完了**(19河川は、想定し得る最大規模の降雨による氾濫の恐れなし)

指定済み河川のうち水位計が未設置の41河川について、**水位計設置を推進**

水位計設置
- 設置箇所確認
- 水位設定
- 市町村ヒアリング
- とりまとめ
- 水位計詳細設計の発注準備 設置までの短期的対応

③特定都市河川の指定検討(特定都市河川浸水被害対策法)

芥川の特定都市河川指定の情報提供を行うとともに、市町村等における指定のメリットを共有し、**その他河川においても指定拡大を目指す**

芥川の情報提供
- 行政WG ○
- 情報提供 ○
- 指定手続き
- 流域水害対策協議会の設置 ⇒流域水害対策計画策定

④リスク周知等の継続

洪水リスク等の周知、水防災情報システムを活用した**避難行動支援を継続**
土砂災害防災システムは**令和８年度からの本格運用**を目指し再整備を推進

- 洪水リスク等の周知・水防災情報の活用を促進 (出前講座○回開催※R6実績)
- 土砂災害防災情報システム再整備の設計・製作
- 工事
- 周知
- 試行

⑤タイムラインの充実

広域タイムライン：運用・振り返りによる充実化/残り１流域の訓練実施
市町村タイムライン(42/43市町村)：**残り1市作成/訓練と振り返りの実施**
地域タイムライン(145地区)：**各市町村(27/43)において1つ作成**を目指し
市町村等の取組を支援(成功事例の横展開)

- 連絡体制確認 訓練実施
- 出水(運用)期間
- 振返り・TL改善
- 周知
- 成功事例紹介
- 市町村の意向確認
- 開催準備(先発)
- 講習会○開催
- 開催準備(後発)
- 講習会○開催

流域治水の推進（令和７年度の取組）

▶河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
▶管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む

土木事務所（地域支援・企画課長）

河川砂防グループ

「河川法」
に基づく河川整備

「砂防法」等
に基づく土砂災害対策

流域治水のハード対策を担当

当面の治水目標達成に向け、「防ぐ」施策を推進

今後の土砂災害対策の進め方に基づく「防ぐ」施策を推進

地域支援・防災グループ

「水防法」
に基づく防災対策

「まちづくりの支援」

＜防災対策＞
▶風水害
▶地震

＜まちづくり・地域支援＞
▶都市計画事業認可
▶管内市町村のにぎわいづくり、まちづくりに関すること

「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”
に基づく流域治水の対策の具体化

市町村が行う制度設計や運用を支援
・地区計画制度おいて定める「雨水貯留浸透施設の規模」や「建築物に対する居室や地盤面の高さの限度」
・農業用ため池の貯留機能を治水に有効活用するために必要な改築費の「助成制度の創設」 など

▶立地適正化計画における防災指針策定
▶水害に強いまちづくりの推進
▶ダム事前放流の調整
▶ため池等既存ストックの治水活用の推進
▶洪水浸水想定区域の指定
▶特定都市河川、特定都市河川流域指定
※管内市町村との意見交換を密にし、各主体の流域治水の取組みの促進と特定都市河川指定に向けた調整を実施

河川室河川整備課参事

計画グループ

流域治水
「特定都市河川浸水被害対策法」等の“流域治水関連法”
に基づく治水対策の方向性整理

流域治水プロジェクト(R4.3策定)を充実や具体化を推進

芥川における特定都市河川指定の事例や市町村等のメリット紹介

要配慮者利用施設の避難確保計画策定や避難訓練実施の支援

水防災情報・土砂災害防災システム更新や保守管理、水位計設置の推進

市町村

▶リスク周知等
想定最大規模降雨による洪水ハザードマップ等の作成・周知
ほか

▶土地利用誘導
立地適正化計画における防災指針の策定
ほか

▶要配慮者利用施設の避難確保計画
計画策定や避難訓練実施の支援
ほか

▶特定都市河川の指定
指定候補の検討
ほか

芥川における特定都市河川指定について（令和７年度の取組）

近年の水害、気候変動による激甚化・頻発化を踏まえた「流域治水」の取組強化

▶芥川流域では過去から深刻な浸水被害が頻発
(古くは大正６年の大雨による「大塚切れ」淀川、芥川決壊)
▶平成24年には、既往最大の時間雨量110ミリの集中豪雨があり、高槻市街地では大きな被害が発生

【T6 大塚切れ】

【H24 集中豪雨による被害】

法的枠組み（特定都市河川制度）を活用した「流域治水」の本格的実践

【治水事業】
▶芥川は整備計画において、府区間は1/100の降雨による床上浸水を防ぐことを目標に事業を実施
▶直轄区間は府管理区間の改修を踏まえ事業を実施
▶**高槻市は**、下水道の計画降雨を超える雨への対策として**「高槻市総合雨水対策アクションプラン」を策定**
▶さらに重点地区（浸水多発地区）では、**雨水対策施設や雨水貯留施設等の整備を実施中**

＋

【流域治水対策の方針】
○流域内の市街化が著しく発展し、大規模な河道拡幅等が困難な地形特性を踏まえ、
①人口・資産が集積する芥川下流の河川整備と雨水貯留施設等、**内水対策の実施**
②流域における雨水流出抑制対策の実施
等により、**特定都市河川流域全体で早期に安全度を向上**させる。

高槻市としては、**法指定により**、国・府の河川整備だけでなく、**雨水貯留浸透施設等の内水対策を推進したい**

特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」の指定

令和７年３月25日に国土交通省において淀川水系芥川流域での**「特定都市河川」の指定に向けた手続きに着手**

芥川における特定都市河川指定について（令和７年度の取組）

芥川特定都市河川流域の範囲

河川区間：淀川水系芥川等の計６河川
流域面積：約50.1km²

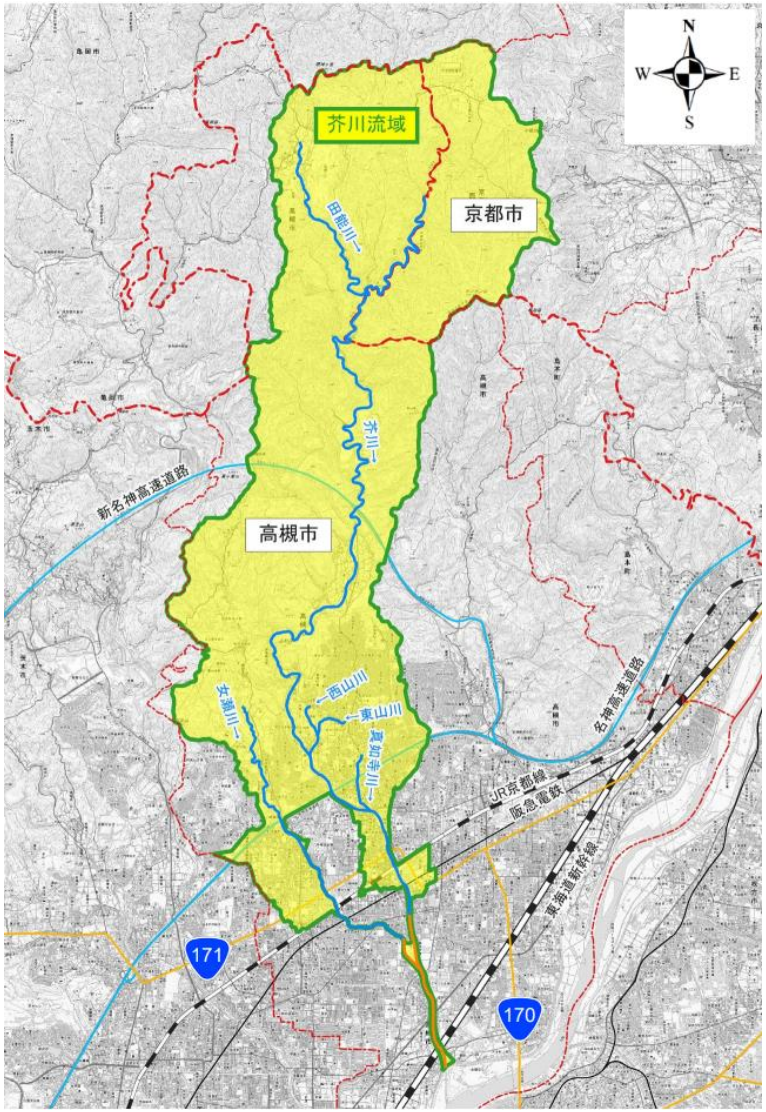

流域治水の計画・体制強化

特定都市河川の指定
～府域の河川へ指定拡大～

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、おおむね20-30年の間に実施する取組を定める

関係者の共同により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

指定によるメリット

予算措置の重点化

国土交通省

▶近畿地整直轄河川改修のうち、大和川特定都市河川流域を含む奈良県配分予算は、**対前年度比約1.2倍と重点的に措置**
※伸率は、（R5補正＋R6当初）／（R4補正＋R5当初）

▶大和川特定都市河川流域では、遊水地をはじめとする流域治水整備事業が大きく推進

【出典】近畿ブロック内の更なる流域治水の推進に向けて
近畿地方整備局 流域治水推進室(令和6年6月)

【参考】特定都市河川の指定に関する検討（大阪府）

▶府では、平成17年度に寝屋川及びその支川を「特定都市河川」に、寝屋川流域を「特定都市河川流域」に指定
▶流域抑制等のための一つの有効な手法であり、新たな特定都市河川の指定について、以下の特定都市河川の指定要件の適否に係る検討の手順に基づき検討を行っている

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね５割以上の河川

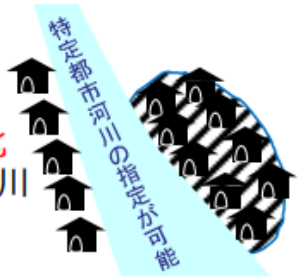

法改正による追加

自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川

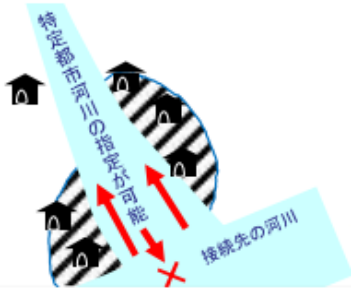

狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和5年1月）より抜粋

⇒指定要件から抽出すると、大阪府内では93河川が該当
（すでに指定している寝屋川流域を除く）
⇒このうち、氾濫域を考慮するため、
計画規模降雨で床上浸水が発生する河川を抽出
（1/30降雨で床上浸水が発生する河川を抽出）

府が考える新規指定候補の22河川

	水系	河川	備　考
1	淀川	山田川	
2	淀川	神崎川	
3	淀川	安威川	
4	淀川	余野川	
5	淀川	天竺川	
6	淀川	兎川	
7	淀川	高川	
8	**淀川**	**芥川**	**R7指定手続き中**
9	淀川	水無瀬川	
10	淀川	茨木川	
11	淀川	檜尾川	
12	淀川	穂谷川	
13	大和川	石川	
14	大和川	東除川	
15	大和川	西除川	
16	大津川	大津川	
17	大津川	牛滝川	
18	石津川	石津川	
19	芦田川	芦田川	
20	佐野川	佐野川	
21	男里川	男里川	
22	樫井川	樫井川	

※特定都市河川指定については引き続き検討が必要

おおさかタイムライン防災プロジェクト

大阪府

タイムラインとは

流域治水の一環である**「逃げる」施策**は、災害時には重要な事項の１つであり、これまでも推し進めてきたところ。タイムラインもその１つで、大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「**いつ**」「**誰が**」「**何をするか**」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したものである。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の３つに分類し、先行取り組み（**リーディングプロジェクト**）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「**おおさかタイムライン防災プロジェクト**」を進めている。

広域タイムライン　5/5地域 <寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>

比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン　42/43市町村

一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン　27市町村、145地区

自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

今後・・

〈マイタイムライン〉３つのタイムラインを進めるとともに、特にコミュニティタイムライン作成済みの地域については、国の推進する“マイタイムライン”についても関係部局と協力の上、推進していく。

課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	●タイムラインを活用した訓練の実施 ●タイムラインの改善	●全てのタイムラインで訓練を実施 ●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	●全市町村でのタイムライン作成 ●タイムラインの活用、改善	●市町村への作成の働きかけ、支援 ●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●地域のモチベーションや担い手不足 ●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化	●事例集の活用等により横展開 ●イベントや訓練等での周知、講師等の派遣支援 ●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

令和７年４月　河川整

資料６

これまでの取組

令和７年度の取組

＜広域タイムライン＞　訓練未実施の１流域において訓練を実施/振り返り・改善を実施

＜市町村タイムライン＞　未作成１市の早期完成/策定済みの市町村は振り返り・改善を実施

＜コミュニティタイムライン＞　未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き支援を実施

⇒**土砂災害は、洪水と比較してリスクの範囲が限定**されることから、**地域単位で避難計画を作成することが有効**

⇒**地区単位ハザードマップ（HM)作成済の地域**に対し、実際の運用や訓練を行った際にタイムラインの作成を促す等、重点的に作成の取組を拡げていく。

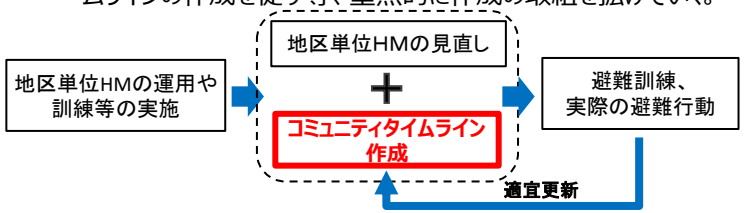

コミュニティタイムライン作成状況

令和７年度 大阪府の取組について

①コミュニティタイムライン策定を支援する講習会

【課題】
・地域タイムライン作成支援の中心となる市町村の**防災担当職員の人員不足等**
・専門知識を有した方の意見を伺うことによる防災担当職員の説得力や意識向上

【講習会概要】
□ 対　　象：防災担当職員や地元自治会長等
□ 開催場所：地域ブロック（大阪市・泉南地域）
□ 時　　期：令和７年度６月末(予定)１日間／１地域・１回
□ 講習内容：講義）タイムライン(意義・効果／作成方法等)　　１時間
流域治水/水害等リスク/防災気象情報/TL専門家の講演
演習）グループ毎のタイムライン作成　　２時間

全市町村で１つのコミニティタイムライン作成を促進

②要配慮者利用施設の避難訓練に係る講習会

【課題】
・府内の要配慮者利用施設の**訓練実施率約9%と低い**(計画策定96%)
・施設管理者の訓練に関する知識不足と意識向上　※集計:R6.4.1～9.30

【講習会概要】※モデル市での事例
□ 対　　象：要配慮者利用施設の管理者・行政関係者
□ 開催場所：各土木管内で1市町村　※市町村に意向確認
□ 時　　期：令和７年10月(予定)　１日間
講義）講義）避難訓練の必要性等について　　１時間
土砂災害リスク/防災気象情報/TL専門家の講演
演習）グループ毎にタイムラインを検討(机上訓練)１時間

府内の避難訓練実施率の向上(※好事例の横展開)

コミュニティタイムライン策定支援

★市町村の困りごとをヒアリング★

【策定に向け希望する支援】
・地域に配布できるひな形や説明資料の提供
・出前講座の支援
・地域TL作成に資する情報提供
・タイムライン作成にかかる経費支援　　等々

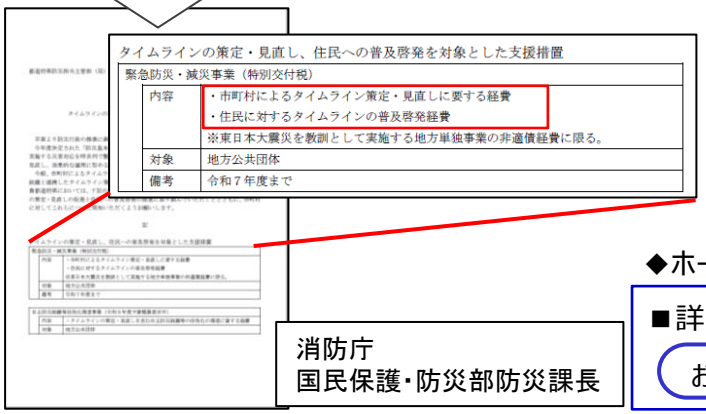
タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置

緊急防災・減災事業（特別交付税）	
内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。
対象	地方公共団体
備考	令和７年度まで

消防庁
国民保護・防災部防災課長

◆動画やワークシート（ひな形）などをまとめた**DVD**を府内全市町村へ配布しています！

◆ホームページから、だれでも視聴可能です！

■詳しくは、ホームページをご覧ください。
おおさか　タイムライン　で検索

◆コミュニティタイムライン総括表のひな形もダウンロード可能です！

令和7年度　大阪府水防計画　改定概要

資料７

【本編】

- 各機関への通知先、連絡先等の修正　（第５章第４～７節、水防機関連絡先ほか）

  市町村や関係機関等への連絡系統図等を最新の情報に修正

- 府管理河川浸水想定区域の追加指定に伴う修正（第17章第１節）

  追加指定河川　18河川

  箕面鍋田川、芋川（箕面市）、神田川（池田市）、木野川（能勢町）
  三条川（茨木市、吹田市）、土室川分水路（茨木市、高槻市）
  真如寺川、西山川、東檜尾川（高槻市）、新川、御神田川（東大阪市）
  南前川（寝屋川市）、大水川（八尾市、松原市、藤井寺市）
  大乗川（藤井寺市、羽曳野市）、平尾小川、甲斐田川（堺市）
  新王子川（和泉市、高石市、泉大津市）、田尻川（泉南市、泉佐野市、田尻町）

- 内水浸水想定区域指定に伴う追記（第１章第２，３節、第17章第２節）

  指定状況　４市

  豊中市・摂津市・富田林市・河内長野市

令和7年度　大阪府水防計画　改定概要

【資料編】

- ため池水防値の見直しによる修正（第2表、第10表、第18表）
- 鉄扉機能廃止に伴う更新（第5表）
- 排水施設設備更新に伴う修正（第6表）
- 法善寺多目的遊水地暫定供用開始による、警戒水位等の設定、操作規程の施行（第７表、第16表、③）
- 枚方土木事務所移転による住所等の変更（第13表、第15表）
- 水防資器材、水防要員表を最新版に更新（第11表、第12表）
- 府管理河川の観測所追加に伴う修正（第16表）
- 国土交通省近畿地方整備局災害対策用資器材、機械配置図更新（第20表）
- 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準を最新版に更新（第２図）
- 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書等の更新（③）
- 国管理河川重要水防箇所の更新（④）
- 洪水予警報システム更新に伴う、指定河川洪水予報実施要領及び様式の改正（⑤、⑥、⑨）

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、避難訓練実施の促進（事業調整室・河川室）

資料８

1 背景・経過

平成21年7月　山口豪雨災害
・土石流により特別養護老人ホームの入所者７名が犠牲

平成28年8月　相次ぐ台風による豪雨災害
・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲

平成29年6月　『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正
・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化

令和2年7月　豪雨災害
・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

山口県防府市
(ライフケア高砂)

岩手県岩泉町
(楽ん楽ん)

熊本県球磨村
(千寿園)

令和３年７月　『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正
・「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行による改正
⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための**避難訓練の報告義務化**
⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、**市町村長による助言・勧告が可能に**

2 法令の概要

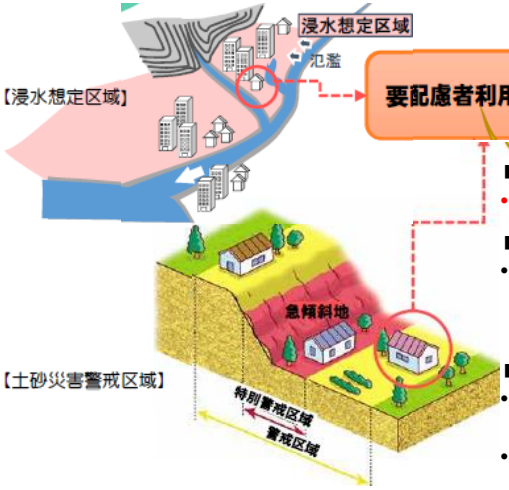

▶社会福祉施設、学校、病院など防災上の配慮を要する者が利用する施設

■作成義務を負うもの
- 施設管理者（公共・民間）

■対象
- 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設のうち、市町村の地域防災計画に位置付けられた施設

■府・市町村の役割・責任
- 府・市町村の関係部局は連携して計画作成の助言等、積極的に支援を行う。
- 市町村は、作成していない施設管理者に対して指示や公表ができる。
- 計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能

■計画の提出・避難訓練の実施報告先
- 市町村長

3 進捗状況

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和７年３月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	**計画**	**訓練**
対象施設数	11,757		4,766		408		16,931	
作成・実施済み	11,482	2,857	4,701	429	396	261	16,579	3,539
作成・実施率	98%	24%	99%	9%	97%	64%	**98%**	**21%**

※対象施設数は、**令和７年３月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数**

※避難訓練は、**令和６年４月１日～令和７年３月31日までの実施状況**を示す

4 今後の展開

■地域防災計画への適切な施設の位置づけ
・地域防災計画への位置付けができていない市町村においては**速やかに位置付け**

■避難確保計画作成の推進
・**計画未作成の施設や新たに対象となる施設**に対して**計画作成を促進**
※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続

■避難訓練の実施促進
・訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書等の発出**
・施設での避難訓練を支援

これらの取組を大阪府も支援

«参考»

国土交通省のHP
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html

計画作成の手引き、**様式**、**チェックリスト**のほか、**取組みの事例集**や**避難確保に関するeラーニング教材**等、様々な資料を掲載